

令和5年度

箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業等

公共施設整備工事

優先交渉権者決定基準

令和5年11月

箕輪町総務課ゼロカーボン推進室

— 目 次 —

I. 評価の概要	1
1. 優先交渉権者決定基準の位置付け	1
2. 優先交渉権者決定方法	1
3. プロポーザル選定委員会の設置	1
4. 評価の視点	1
5. 評価の構成と手順	2
II. 資格審査	3
III. 提案審査	3
1. 基礎審査	3
2. 提案評価	3
1. 総合評価の手順	5
2. 総合評価点の計算式	5
3. 優先交渉権者の決定	5

I. 評価の概要

1. 優先交渉権者決定基準の位置付け

本書は、箕輪町（以下「町」という。）が計画する「令和5年度 箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業等 公共施設整備工事」（以下「本事業」という。）を実施する単独の企業又は複数の企業から構成される共同企業体（これらを総称して、以下「応募者」という。）の募集・決定にあたり、最も優れた提案を評価し決定するための手順、方法、評価基準等を示すものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、募集要項に定めるところによる。

2. 優先交渉権者決定方法

優先交渉権者の決定は、二段階に分けて実施する。

- ① 「資格審査」 参加資格要件の充足状況を審査する
- ② 「提案評価」 要求水準を満たす具体的な実施計画を盛り込んだ提案内容及び価格提案を評価する

3. プロポーザル選定委員会の設置

町は、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した提案審査書類（以下「提案審査書類」という。）の審査に際して、学識経験者等からなる「プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

4. 評価の視点

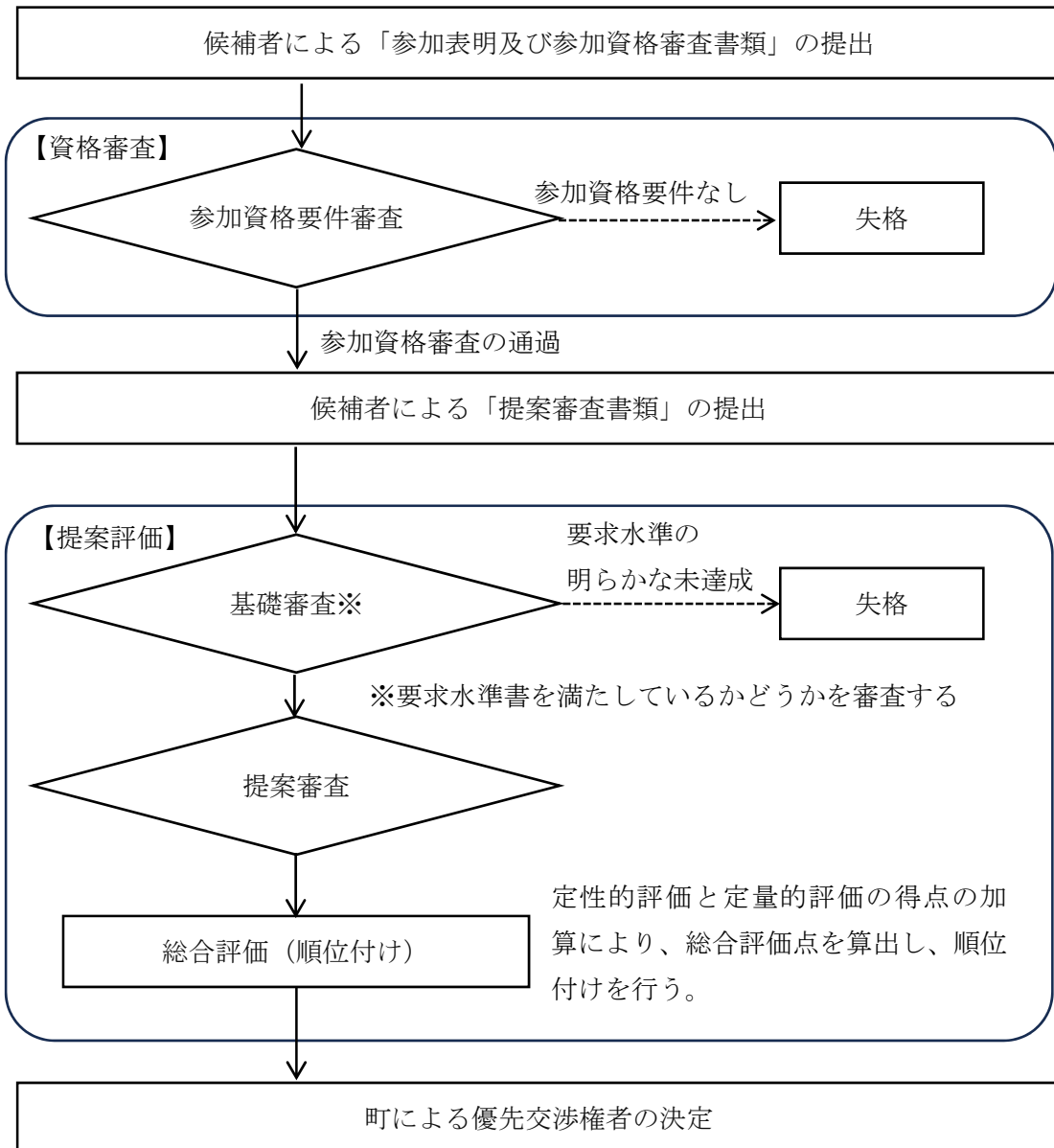
本事業の評価は、特に以下の点を踏まえて、各方面から専門的かつ詳細な評価を行うものとする。

- ア 本事業は、設計から施工において、複数にわたる専門分野を取り扱う事業であり、設計施工一括発注方式の導入効果を最大限発揮されること。
- イ 町内企業の参画や地域貢献が十分に期待できること。
- ウ 民間の創意工夫が発揮され、事業スケジュール、事業の課題となっている事案への対応、施工後の維持管理にも配慮された計画となっていること。
- エ 適切なコスト縮減が図られた建設工事が実現されること。

5. 評価の構成と手順

優先交渉権者の決定は、資格審査及び提案審査から構成され、図表1に示す評価の手順に基づき、実施する。

図表1



II. 資格審査

本事業を実施することを表明する応募者から提出された参加表明書及び参加資格審査書類を基に、募集要項に定める応募者の参加資格要件を満たしているかどうか審査を行う。これらの参加資格要件を満たしていないと判断する場合には失格とする。

また、参加表明書に虚偽の記載事項があることが明らかとなった場合も失格とする。

III. 提案審査

提案評価では、資格審査を通過した応募者から提出された提案審査書類を評価する。提案評価では、基礎審査、定量的評価（価格要素評価）、定性的評価（非価格要素評価）について、それぞれ評価及び採点を行い、その合計点によって優先交渉権者を決定する。

評価にあたっては、応募者によるプレゼンテーション、選定委員会による応募者へのヒアリングを実施する。

1. 基礎審査

応募者から提出された提案審査書類について、審査を行う。審査にあたっては、提案審査書類に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。要求水準の明らかな未達成があると町が判断した場合には応募者に対して是正を求める。要請に応じられない場合には、その応募者を失格とする。

2. 提案評価

(1) 定量的評価（価格要素評価）

応募者から提出された提案審査書類のうち、価格提案書について、次の算式により「価格点」として算出する。最も低い価格提案の金額を提示した応募者の価格点を 100 点とし、その他の応募者の価格点は、提案のうち最も低い価格提案の金額からの割合に基づき算出する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い価格提案の金額}}{\text{当該応募者の提示する価格提案の金額}} \times 100 \text{ 点}$$

ただし、有効桁数は小数点第 1 位とし、小数点第 2 位は四捨五入とする。

(2) 定性的評価（非価格要素評価）

応募者から提出された提案審査書類のうち、技術提案書について、図表 2 に示す評価項目に従い、応募者の提案内容について評価し得点化した点数を非価格点とする。

なお、各評価項目に対する配点と評価の視点は、【別添1：提案評価における評価基準】による。

また、得点化に際しては、図表3に示す得点化基準により得点を付与する。

非価格点 = 400点満点での得点

ただし、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入とする。

図表2 評価項目及び配点等

No	審査項目	配点
■事業全体に関する項目		計200点
1	事業全体方針	20点
2	事業実施体制及び実績	40点
3	リスク対応策	20点
4	事業スケジュール	60点
5	しゅん工後のアフターサービス	20点
6	地域貢献	40点
■設計建設業務に関する項目		計200点
7	事業実現に向けた技術提案	30点
8	情報通信センター空調更新に関する提案	30点
9	受電切替方法に関する提案	40点
10	北側駐車場の工事計画	40点
11	ライフサイクルコスト削減	30点
12	工事における安全管理計画	30点
		非価格点合計 400点

図表3 各評価項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案内容が特に優れている	配点×1.00
B	A-Cの間	配点×0.75
C	提案内容が優れている	配点×0.50
D	C-Eの間	配点×0.25
E	要求水準どおりの提案	配点×0.00

IV. 総合評価

1. 総合評価の手順

提案審査書類に記載された提案内容に基づいて算出した定性的評価（非価格評価）の非価格点と応募者が提示する価格提案の金額に基づいて算出した価格点の合計により、応募者ごとに総合評価点を算出する。

町は、選定委員会で算出された総合評価点に対し、順位付けを行い、その結果に基づいて優先交渉権者を決定する。

なお、総合評価点につき同点の者が2者以上ある場合、非価格点の高い者を上位とするものとし、総合評価点、非価格点の双方が同点である者が2者以上ある場合においては、くじ引きにより上位の者を決定するものとする。

2. 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式より行う。

総合評価点 (満点 500 点)	=	【非価格点】 (満点 400 点)	+	【価格点】 (満点 100 点)
---------------------	---	----------------------	---	---------------------

3. 優先交渉権者の決定

町は、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として決定し、通知する。また、町は優先交渉権者の決定について公表する。